

令和2年度 新潟県の入札・契約制度に対する意見・要望

1 「施工時期選択可能工事制度」試行の拡大について

施工時期の平準化や技術者の有効活用を目的に試行中の「施工時期選択可能工事制度」につきましては、試行拡大に向けて制度が変更されて対象工事の増加が期待されたところですが、未だ十分に活用されているとは思われません。

試行拡大に向けて、以下の制度見直しについて検討をお願いします。

- ①積雪地域では秋以降に発注される工事の多くが繰越となる状況にあり、発注当初から繰越が予想される工事についても適用対象に制度を拡充
- ②余裕期間の設定について、現行の3期の契約期の他にも、契約後に漁協協議等で長期にわたって工事着手できない場合にも対応できるよう、受発注者協議の上で必要な期間設定が可能となるように制度を拡充
- ③試行対象工事の予定価格の上限引き上げ
農地部と同額（7,000万円）以上に上限額を引き上げ

2 技術者に係る制度について

(1) 現場代理人の兼任及び常駐免除の継続について

建設業界への若手技術者の入職不足が続く中で、建設業者にとっては、自社の限られた人数の技術者をいかに有効に受注工事に配置できるかが、企業経営に大きく影響します。

地域の安全・安心を担う建設業者の受注機会を確保するため、現場代理人の兼任及び常駐義務の緩和に係る措置の適用を令和3年度以降も継続するようお願いします。

(2) 現場代理人の兼任可能な対象金額の引き上げについて

現行の現場代理人の兼任を可能とする工事合計金額（工事現場が同一の県地域振興局管内で兼任する工事の当初契約金額の合計は7,000万円未満）につきましては、近年の公共工事設計労務単価や消費税率の引き上げ等の影響もあり、兼務できる工事数が制限されるため、制度の効果が限られます。当制度をより生かすためにも、兼任可能な対象金額の引き上げをお願いします。

(3) 現場施工完了後の主任技術者等の専任配置の緩和について

これまで県では、工事現場が完了していても竣工検査終了までは監理(主任)技術者の専任を義務付けてきたところですが、昨年改正された建設業法により、今年10月1日からは「監理技術者の専任義務の緩和」が可能となりました。

つきましては、この度の改正建設業法の施行を踏まえて、企業が技術者をより活用できるよう、以下について技術者制度の見直しをお願いします。

- ①工事現場での施工が完了した段階でコリンズ登録から当該技術者を外す事を可能とし、企業が技術者を次の入札案件に配置（登録）できるようお願いします。

②発注者の責により竣工検査が遅れる場合等、現場施工の完了時から竣工検査までの期間については、技術者の専任を不要とするようお願いします。

3 入札参加資格の申請要件の見直しについて

現行の入札参加資格申請制度では、県の申請要件として、直前3年に同種工事の完成工事高を有する必要があります。しかしながら、造園工事等の一部の工種では発注件数が少ないため入札参加資格を維持することが困難な事態が生じています。

つきましては、年間発注件数が少ない工種については、直前3年間の完成工事高の資格要件に関して、対象期間の引き伸ばしをお願いします。

4 総合評価落札方式について

(1) 総合評価落札方式における評価点の見直しについて

近年、台風や豪雨等の災害が激甚化しており、災害発生時の緊急対応や除雪業務等に携わる地元建設業者の「地域の安全・安心の守り手」としての役割はますます大きくなっています。一方で、人口減少と高齢化の進みが著しい中山間地域では民間投資がほとんど無く、地元建設業者は公共事業へ依存せざるを得ません。

つきましては、地域の安全・安心の守り手となる建設業者育成のため、総合評価落札方式の「施工計画確認型」における「災害時における活動実績等」及び「維持管理実績」の評価に関して、中山間地の工事では配点を増やす等、地域ごとの受注環境を踏まえた評価方法の見直しについて、県のお考えをお聞かせください。

(2) 施工計画確認型における施工計画の配点について

現行の総合評価落札方式「施工計画確認型」の「簡易な施工計画」の評点方法では、評価に差がつきにくいと感じられます。入札参加者の創意工夫による品質向上をより一層促進するため、「簡易な施工計画」の評価方法について、北陸地方整備局の総合評価落札方式を参考に、より競争性を高めるよう制度見直しをお願いします。

5 週休2日取得モデル工事の対象要件の見直しについて

週休2日制の実現は「働き方改革」の大きな目標の一つであり、県の「週休2日取得モデル工事」の普及、利用促進が期待されるところですが、現行の「週休2日取得モデル工事」は、当初設計額10,000千円以上の土木工事が適用対象となっており、10,000千円未満の工事は適用対象外であり、また、災害復旧工事についても緊急性が高いとの理由から適用対象外となっています。

つきましては、建設業界における週休2日制の普及を推進するため、対象金額5,000千円以上の工事、及び災害復旧工事(標準的な工期で発注される場合)についても「週休2日取得モデル工事」の適用対象とするようお願いします。

6 随意契約の上限額の引き上げについて

指示書による少額の随意契約ができる金額については、地方自治法により上限が100万円と定められており、公共工事計労務単価引き上げ等の影響もあって日常的な小規模維持補修工事の執行に影響が生じています。随意契約の適用限度額の引き上げを国に働き掛けていただきますようお願いします。

7 設計労務単価の更なる引き上げについて

建設業界が魅力ある産業として将来の担い手となる若者等に選ばれる業界となるためには、長時間労働の是正や ICT 技術の活用等による現場労働環境の改善と併せて、週休 2 日制を可能とするような賃金水準を実現することが必要です。

担い手確保という政策的な面に配慮して、公共工事設計労務単価の更なる引き上げを国に働きかけていただきますようお願いいたします。

8 電子契約の推進について

建設工事における請負契約関係の書類については、その専門性から下請契約が多いこともあり、契約に係る事務処理にかかる時間や発注機関所在地等への移動に要するコストが受注企業にとって大きな負担となっています。

国では、こうした負担を軽減するため、令和元年 8 月より電子契約システムを導入し、受発注者間の書類等のやり取りをシステム上で可能とし、印紙代などの経費節減や事務処理の効率化につながっています。また、新型コロナウイルス感染症対策としても密を減らす効果が期待されます。

つきましては、国のシステムと互換性を持たせた新しい契約事務処理システムの導入について、県のお考えをお聞かせください。